（次席地方事故調査官及び統括地方事故調査官）

第七条　委員会の事務局に、次席地方事故調査官七人及び統括地方事故調査官十四人を置く。

2～4　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十九号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官、海上保安新技術活用推進官及び警務管理官）	（政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官及び警務管理官）
第三十五条の二　政務課に、政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官、海上保安新技術活用推進官及び警務管理官それぞれ一人を置く。	**第三十五条の二**　政務課に、政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官及び警務管理官それぞれ一人を置く。
2～7　（略）	2～7　（略）
8　海上保安新技術活用推進官は、命を受けて、海上保安庁の所掌事務に関する新技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	（新設）
9　（略）	8　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十号

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第七十一条第一項第一号ホ及び第百三条第一項第一号ホ並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十五条第一項第一号ホの規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

都市再生特別措置法施行規則及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準）	（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準）
第六条　法第二十九条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号に掲げる業務に係るものは、次に掲げるものとする。	**第六条**　法第二十九条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号に掲げる業務に係るものは、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）